



下呂市監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和8年8月24日

下呂市監査委員 今井 能和

下呂市監査委員 川上 武士



令和8年下呂市監査委員告示第7号

下呂市監査基準の一部を改正する基準

下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（8） （略） （9） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の9第3項</u>又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 （10）～（14） （略） 2・3 （略）	（監査等の種類及びそれぞれの目的） 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（8） （略） （9） 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（<u>法第243条の2の8第3項</u>又は公企法第34条） 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 （10）～（14） （略） 2・3 （略）

附 則

この告示は、令和8年9月24日から施行する。